

①

史料1 洗濯所より申渡の事

一 蚤の義は、冬春は遠慮致、夏計渡世可致候所、

近年、甚猥りに相成、四季の差別なく飛歩行、

寒中よりのかゆがらせ候段、虱同様に紛敷、不埒至

極に候、別て夏は短夜に度々打からせ、我俣成致

方、尤相知れ候得ば、其節は早足に飛歩行、畳の

へり、或は敷合せ杯へ影を隠し候事致間敷

候、若右躰の者於有之は、早々ゆび先召捕、木

まぐらの上にてはつちのといわすべく候間、其

旨可存候

一 虱の儀は、先年相改申置候通、不実商賣其外

貧人・ふせうもの杯に取付、渡世可致の處、近年

甚猥りに相成、貴人・公家、并どんす・縮緬の類・

夜着・ふとん、又はうこん染の類をもはぐからず

徘徊いたし候段、以の外に候、其上春先は花見杯

と唱へ、けんぞくを多く召連れ、上ばいいいたし候

者共数多有之、うち氣又は女子などは別て赤面

致候段相聞、甚奢ケ間敷、不埒成事に候、依之前

々洗濯所より申付候へども、心得違の向も有之、

②

縫目をくぐり、影を隠し候段、甚以不埒成事に候、若相知れ候はゞ、虫めがねを以相改、親虱は勿論、親類縁者に至迄、洗濯所においてにえ湯を懸候間、其旨可存候

一 蚊共の義は、野宿・貧家の者共、并蚊帳の外成つた

たねの者共へ泊、渡世可致候所、是以近年甚猥りに相成、蚊帳のやぶれは勿論、安蚊帳杯、布目より

忍入、病人等をも喰ひ候簇数多有之、別て老人

子供、昼寝致候をさし、白中渡世致候事、不埒

の至に候、前々は耳元へ断の上、泊て渡世致候事

故、其俣に差置候所、近頃は何の無断も、足先へ泊り

渡世致候上、御趣意も相弁へず、暮早くより大

勢申合、辻々にて涼みを催し、或はちらし模

様の単物杯も染物出来いたし、奢に長じ、諸人行當

り、あまつさへ大道にても大聲を上げ、他を憚

からず、大行成致方、以の外成儀に候、以来々

涼み致候事相止め、往来のさまたげに相成

不申候様可致候、若又違背の者有之は、於有

之は、かやり木を以いふし可申間、其旨可存、

右の通申渡候間、急度相守可申候

蚤取十三年

洗濯所役人

蚊五月

灰■(誼カ)之助

(蚤・蚤・蚊仲間の口上)

乍恐奉願候三ヶ仲間口上

一 蚤仲間の儀は、昔すいにん<sup>重仁</sup>天皇の頃、角力に被召出  
 出雲國の住人のみの宿祢の末流に御座候、四月に角  
 力御叡覽御座候、其縁によつて四月より御免を蒙り  
 夫より秋の頃、貴賤上下のへだて<sup>隔</sup>なく渡世仕候、一切強  
 欲成義は不仕候に付、跡々の障りも無之候所、近頃諸  
 人蚤取と申道具を拵へ、我々仲間の者共からめ  
 とられ候段、何共嘆ヶかわ敷奉存候、此義御差留被  
 下候はゞ、以後は長逗留不仕、夏計渡世仕候、猶又着  
 類は御ふるいの節は、急度立退き可申候

③

一 虱仲間の儀は、系圖も無之者の様に相成候得共  
 先祖のかつらぎ神の後胤明保のしのゝめと

申者の末流にて、今に夜明に東しらみと唱候事  
 にて、冬計の渡世に不限、又貴賤のへだて<sup>隔</sup>も有之間敷  
 候所、貴人はうこん<sup>壽金</sup>染を御召被成候故、一切立寄不申候、  
 下々計へ入込、渡世仕候所、近頃うせひもと申物にて

六十日の間、我々子孫御絶し被成、甚歎敷奉存  
 候間、何卒うせ紐の義御差留被下様奉願候

一 蚊仲間の儀は、本字不分参り、渡世仕候て、町中へ参り候者  
 は聊の事に御座候、何方にても蚊帳めん帳、紙帳を釣り、  
 用心きびしく候へば、中々立寄がたく候、蚊帳の目  
 をくゞり候事は毛頭無之候、蚊帳めん帳のほとり  
 を往来の節、縫目ほころび御座候へば、夫より  
 忍入候事は御座候、又は病人・子供衆などは、介抱人  
 團扇を以附添候故、中々立寄候儀難成、介抱人  
 いねむりの節、渡世仕事に御座候、又は辻々にて大  
 勢集り候事、御叱りを請、是は私共下組仲間にて候  
 間、以来急度相止め可申様可申付候、是以家々にて、かや  
 り木をたき候間、無抛辻々へ集り候間、以来何卒  
 かやり木・うせ紐・虫めがね、右三品御差留被下候はゞ  
 被仰渡の通相守可申候、何卒此段御聞濟奉願  
 候、以上

豊家筋ほこり町

蚤仲間惣代 一足屋 飛助

せすじ町

虱仲間惣代 麦つぶや清九郎

④

参考資料 しらみ細 東海道中膝栗毛 巻二より

このうち、むかふより、ちよんぐねはうず、  
やぶれたあぶきにて 手をたくきながら、坊主「ヒヤア御はん繁

じゃうの旦那がた、一文やうて下しやいませ」「弥二」うへへ

坊「うへへういとういせ」「北」うへへ、つくなとういふに、銭はねへは「坊」

ナ二、ないことかじびりやしよ、道中なざるおかたには、なへて

かなわぬ銭と金、まだも杖・笠・蓑・桐油、なんぼしまつな

旦那でも、足一本ではあるかれぬ、その上田町の反魂丹、「コリヤ

さう手やのしらみ紐、えっちうぶとじの懸がへも、なへては

ならぬそのかはり、古いやつは手ぬぐいに、お遣ひなざるが

徳用、弥二「エ、エ、やかましい。ソレ遣うとはやみちよし」坊「コリ

ヤ四文銭とはありがたい」「弥」ヤ、四文せいか、なむせんぼう、三

文つりをよこせ」「坊」ハ、ハ、ハ、ハ、弥「いめへまじい」と、

この内はやぶじ況につき  
ければ、まつぼうばな

⑤

史料2 鼠共への申渡と口上

鼠共へ申渡の事

一とう鼠の義は、あらひながしを餌食として、どじぶにて渡世いたすべしの所、近頃みだりに相成、へつゝひ・膳棚荒神棚まで懸走り、三助・おさんが隠置候食物をくひちらし候段相聞、甚以ふらちなる事に候、また外鼠の義は家根裏・物置等にて俵・かますの落こぼれを食し、せいひむに渡世いたすべしの所、近年は戸棚・押入・はいてうまでもあらし、たんす・長持等をかぢり、衣類其外大切の品をいとひなくそんじさせ、迷惑いたし候者数多有之候に付、猫亦武地右衛門に申付候へ共、此者義、火燧ならびに人のふところにて居ねふりいたし、見廻念り候を付込、まくらもと迄懸走り、あんとうをけし、油をなめ、髪の毛元結ひをくひきり、おさん三助などのふんどし、塩あんばいよきとしり、くひやぶら、其くちにて神棚の御備をくひ、とうめうさらをけおとし、夜具衣類に油を懸、札守・手形・證文・大切成書物を引行候など、不埒至極のいたし方に候、また其上天井を馬場のごとくに懸廻り、其

⑥

内、夫婦のまじわりをいたし、ちうくきうくとなきよろこび、人のねむけをさまし、土蔵くらに穴をあけ、俵・かますの種ものを失ひ、百姓をこまらせ候段、不埒のいたりに候、また野鼠の義は村の神社へも備へざるまへに稲穂をくらひ、作物をあらし、田畑にあなを明け、土龍同様に相聞候事、心得ちがひのいたりに候、向後かたくいたづらをやめ、こま鼠・なんきん鼠のごとく、藝道を覚へ、子供の機嫌を取、手遊びにも相成におひてはおぼしめしを以、御扶持米を被下置候間、仲間の者どもへ早々可申聞候、若違背の者有之おいては、猫刈三毛之丞、鼬才五兵衛に申付、躰落し或は石見銀山薬法をもつてみなごろしにいたすべき者也

久鼠元年猫餌鼬の十三月 石見銀山製薬所

ねづみ町

もつばらや加次郎兵衛

同たんす町

かりくや音次郎

かべあな町

かみくずや引平

⑦

(鼠共仲間口上)

鼠共奉申上候口上書

一とう鼠の義は、膳椀のあらひながしを餌食に  
 いたし、どぶにて渡世いたすべきのよし被仰付、  
 御尤至極に候へども、きくむこの方は、米をとぎ致  
 す御方之なく、またあらひながしは、ざる・みそこ  
 しに為(溜)、犬くわせ候得ば、私どものえじきはいつ  
 こう御座なくに付、いちるひのものかつめ命におよび、  
 無據處膳棚まで懸上り、命がけのはたらき  
 仕候、外鼠の義は俵・かますの落こぼれをえじきに  
 いたし、家根裏・物置等にて渡世いたすべきよし、  
 御尤なる義に候得共、近年御當地は、大方こめは  
 百文、貳百文位つゝ御求被成候へば、落こぼれ一切無之、  
 また表にて御求被成候御内にては、鶏を御飼被成候  
 ゆへ、私どものえじきすこしも是なく、ひつしと  
 こんきうにおよび、無據處、筆筒・長持・桶等をかじり  
 くうふうをしのぎもふし候、また札守・手形・證文など  
 引候事、私ども一類、無筆ゆへ、御大切ともぞん  
 ぜず、此段恐入たてまつり候、夫婦交りの節、よがり  
 こえをあげ候事、御沙汰有之候得共、私ども

⑧

にては、一年に四度に限り候へば、格別よろしく、  
 おもわずこえを上げ候、しかしてから出産の時は、  
 家内の者にもしらせぬやうに大勢うみ候、また  
 人間さまにも、まひばん鼠よりそうぐしく  
 御方もあまた有之候間、此義は御内分に御すませ  
 可被下置候、またおさんどの、三助どのふんどしは、せう  
 ゆにて煮染たる様にて、納豆くさき候ゆへ、御ひとり  
 ちがへ、少々たべ候事も御座候、右様いたづらを致  
 候事もかつめ命におよび候故の事に候、また猫・犬・  
 鶏のとふり少々にては、御扶持米を被下置候得ば、  
 已後は悪いたずらつかまつらず候、尤らく鼠と  
 成て、能事をまねき可申候あいだ、何卒ますわな・  
 地獄落し、ならびに石見銀山鼠根だやくすり  
 御差留被下置候はゞ冥加の為、さつまの名物、鼠の  
 塩から・しつはらひ、鼠のつきく献上仕候間、右の段  
 御聞とゞけ可被下置候様奉願上候

久鼠元年鼠取歳

鼠仲ま惣代

ちひく忠右衛門 判

石見銀山製薬所 様